

備中玉島みなと朝市出店者募集要項・参加規約

1. 開催趣旨	<p>「備中玉島みなと朝市」はかつての港のにぎわいを再現しようと、港を中心に発展した玉島商店街を舞台に、商店街の活性化、高梁川流域の地産地消、7市3町で進める「高梁川流域連携中枢都市圏構想」の推進に貢献することを目的としています。</p> <p>にぎやかなのにどこかのんびり、懐かしいのに新しい、そんな昭和レトロな不思議空間・玉島で笑顔が生まれ、人と人のつながりを大切にしたい朝市を目指しています。</p>
2. 名称	備中玉島みなと朝市
3. 主催	にぎわう昭和のまち玉島実行委員会
4. 共催	倉敷市
5. 開催場所	玉島商店街一帯(通町商店街、清心町商店街、玉島港橋広場ほか)
6. 開催日時	原則毎月第2日曜日 午前9時から午後0時まで(8月は開催しない)
7. 募集店舗数	毎回概ね60店舗
8. 参加申込方法	<p>「備中玉島みなと朝市」出店者募集要項を確認し、備中玉島みなと朝市公式ホームページ(右記QRコード)の出店申込みフォームから申し込んでください。実行委員会にて審査し、出店の可否を返信させていただきます。(原則、電話、メール等での申し込みはできません。返信には1週間程度かかります。また出店不可の方について、理由は公開しません。)</p> <p>参加希望朝市の開催1ヶ月前まで申し込みを受け付けます。申し込み時点で募集数に達している場合や主催者の開催趣旨に添わない場合、申し込みをお断りする場合があります。</p>
9. 出店条件	<p>本募集要項・参加規約に同意いただける方のみ出店を受け付けます。また、迷惑行為を行ったり、主催者の指示に従わない場合は、出店を取り止めていただきます。</p>
10. 参加規約	<p>(販売品目)</p> <p>農林水産物・加工品・工芸品の販売・体験とし、飲食店についてはできるだけ岡山県の食材や特色を活かしたメニューでの販売とする。社会通念上不適当と思われるもの、法令・関係条例規則等により、販売を禁止されているものは取り扱わないものとする。</p> <p>また、食品の販売にあたって倉敷市保健所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。</p> <p>(出店許可)</p> <p>出店希望者は、参加申し込みをし、主催者の許可を受けなければならない。また、出店場所は、主催者が決定する。</p> <p>出店者は、主催者の指示に従い、また、出店許可及び出店場所を第三者に再貸しをしてはならない。</p> <p>(出店料等)</p> <p>出店料は、下記の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 1.8m×奥行 1.5m 以内=2,000 円 ・幅 2.7m×奥行 1.5m 以内=2,500 円



	<ul style="list-style-type: none"> ・以降幅+0.9m 毎に+500 円 (キッチンカーや幅 4.5m以上は事前にご相談ください。) 電気代は1つのコンセント口で 1,500w 以内が 500 円とする。2つ以上使用する際は延長コードを持参すること。ただし、複数個使用でも合計 1,500w 以内であること。 コードリールの貸出は 1 個 500 円とする。 機の貸し出しは、1 出店者につき1本までで 1,000 円とする。 テントの貸し出しは、1,000 円とする。 (貸出物品の数には限りがありますので貸し出しをお断りする事もございます。) その他、出店料の支払方法、期日については主催者が別に定める。 (出店の取り消し) 主催者は次のいずれかに該当する時、出店許可について取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 法令、条例、募集要項に定められた条件に違反した時。 2 その他、特別な事由が生じた時。 (損害賠償) 1 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷した時は直ちに現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。 2 出店者は、販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。 3 出店者は、搬入・搬出、および販売中に、出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。
11. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (資器材) ・火器を使用する方は必ず消火器を持参してください。なお、電源を使用しないストーブは使用可能ですが、必ず消火器を持参してください。 ・その他必要な資器材は全て出店者において準備してください。 ・のぼり、装飾品、ポスター等は持参可能です。 (搬入・搬出・清掃) ・当日、車による搬入は午前7時 30 分までに行い、午前8時30分までに出店準備を完了してください。 ・会場の運営上、出店場所のレイアウトを変更する場合があります。 ・お客様用ごみ箱を必ず設置し、出店場所及びその周辺は出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し、必ず持ち帰ってください。 ・終了時刻(午後0時)までは、出店者の搬出はできません。完売となってもそれまでは片付けを始めないでください。搬出作業は、午後1時まで完了してください。 (出店の取り止め、取り消し) ・出店を取り止める場合は、開催月の 2 か月前の第 2 日曜日正午までに主催者へ連絡してください。期日を過ぎるとキャンセル料(出店料と同額、電気・机・テントの使用料は除く)が発生します。また、無断欠席等の場合、以後の出店許可を取り消す、許可しない場合があります。 例)取り止めの申し出期限日

	<p>令和2年4月12日開催朝市に出店許可済→令和2年2月9日(日)正午まで 令和2年10月11日開催朝市に出店許可済→令和2年8月9日(日)正午まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店の取り止め、取り消しになった場合においても、主催者側による補償等は一切できません。 <p>(開催の中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催中止の判断は主催者が行います。中止とする場合は、前日までに主催者から出店者へ連絡します。予備日の開催はありません。 ・開催中止になったことにより生ずる派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益損失等を含む)について、主催者側により補償等は一切できません。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店者は、反社会的勢力でないことを誓約した上で申し込みを行うものとします。 ・出店申込書、事務局からの返信メールは朝市終了まで大切に保管してください。 ・会場での盗難や破損、事故、または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該出店者の責任で速やかに対応するとともに、主催者への報告をお願いします。 ・会場施設の破損など主催者側に損害を与えた場合は、いかなる場合も自己負担にて補償してください。 ・チラシに掲載を希望される方は、デザインの都合上、出店希望の朝市開催2か月前の第2日曜日正午までに申し込みください。それ以降にお申し込みの方はチラシには掲載されない場合があります。 ・当日の配置図や注意事項は開催1週間程前に、台風等による中止などの諸連絡は適宜メールにて送信します。 ・主催者は、本募集要項・参加規約他を随時変更することができるものとします。
12. 問い合わせ先	<p>にぎわう昭和のまち玉島実行委員会事務局</p> <p>TEL :090-9418-8403</p> <p>e-mail: showa.tamashima@gmail.com</p>